

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年7月まで

昭和54年7月に集金用の書類が届き、自分の家の欄を見ると、家族全員の国民年金保険料を合計した金額が記載されていたので、母に私も国民年金に加入していたのか聞いたところ、「何年か前に婦人会の役員（私の同級生の母親）から、その娘と一緒に国民年金に加入しないかと誘われたので加入し、年金手帳を渡した。」と言った。そのときに確認した深緑色の国民年金の手帳の中にはピンク色の小さな領収証が1枚あり、加入した日と思われる昭和48年4月1日の日付が記載されていたことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料については、母が集金により家族の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

また、その直後の昭和54年8月頃に送られてきた現在所持している年金手帳の番号は、深緑色の国民年金の手帳と同じ番号であった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「現在所持している年金手帳は昭和54年8月頃に送られてきた手帳であり、その番号は、その前に所持していた48年4月1日の日付が記載された国民年金の手帳と同じ番号であった。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の払出状況等から、昭和58年7月頃にA町で払い出されており、約4年以上前に同じ番号が存在していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間から前述の払出時期を通じて同一市町村に居住していることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことも考えにくく、国民年金手帳記号番号の縦覧調査においても、別番号の存在は確認できない。

以上のことから、申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年7月頃に行われたと推認でき、また、申立人が現在

所持している年金手帳に国民年金の被保険者資格取得日が 54 年 1 月 1 日と記載されていることなどを踏まえると、申立期間当時は、国民年金の加入手続を行っていなかったと考えられる。

さらに、申立人が国民年金に加入する契機について、申立人は、「母から聞いた話では、私の同級生の母親から、その娘と一緒に国民年金に加入しないかと誘われた。」としているところ、申立人の母親は、「そんなこともあった気がするが、はっきりと覚えていない。」と記憶が定かではなく、申立人の同級生の母親からも供述を得ることができない上、申立人の同級生の申立期間に係る記録は、厚生年金保険の被保険者期間となっている。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月、8年1月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月
② 平成8年1月
③ 平成8年11月

私は、申立期間①、②及び③のことは十数年前のことではっきりとは覚えていないが、国民年金保険料は納付しなければいけないものと考えていたので、遅れながらも納付していた。

申立期間①、②及び③以外に未納とされている期間は無の上、申立期間②及び③の前後の期間は国民年金保険料を納付している記録となっており、申立期間①、②及び③についても国民年金保険料を納付しているはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無の上、申立人は当該期間に係る保険料の納付に関する記憶が定かではなく、保険料の納付についての具体的な状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号の前後の払出し状況から、平成6年11月頃に払い出されたものと推認されるところ、当該払出し時に交付されたと考えられる申立人の年金手帳には、申立期間①に係る資格記録（平成5年1月22日資格取得、同年2月1日資格喪失）の記載は無い。

さらに、申立期間②及び③については、申立人が「国民年金保険料の時効が近づくと、古い分から順次納付していた。」と述べていること、並びに申立期間②及び③の前後の国民年金保険料の納付状況から、申立期間②及び③の

保険料を平成10年より前に納付することは考え難いところ、当時は、電子計算機による納付書の作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が図られていたとともに、9年1月から基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）が生ずる可能性が極めて少なくなったことから、行政側の記録漏れや記録誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 18 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 43 年 6 月 5 日から 44 年 3 月 21 日まで
③ 昭和 44 年 7 月 2 日から 45 年 10 月 10 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いて、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。

しかしながら、脱退手当金が支給されたとする昭和 45 年 12 月 22 日当時は、結婚して A 町に住んでおり、脱退手当金について請求や受給した記憶は無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立期間の最終事業所である B 協会を管轄する年金事務所（当時は、社会保険事務所）において、脱退手当金裁定請求書が保管されており、当該請求書には、昭和 45 年 10 月 14 日付けの受付印が押されているとともに、オンライン記録と一致する同年 12 月 22 日に支給決定されていることが確認できる支払済印が押されているなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、前述の脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、B 協会の名称及び所在地のゴム印が押されているとともに、同協会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 10 月 10 日の前後約 2 年以内に脱退手当金の受給要件を満たし資格喪失していることが確認できる女性従業員 6 人のうち、申立人を含む 4 人に支給記録が確認でき、全員が資格喪失後 2 か月以内に支給決定されている上、申立期間当時の経理課長及び支給記録が確認できる同僚は、それぞれ、「私が、脱退手当金の説明を行っていた。」、「私

は、同協会から脱退手当金の説明を受けて、手続を依頼した。」旨供述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。